

福島労働局では職員（一般職国家公務員）を募集しています！

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小から、国民の皆さんの雇用を守り抜くため、福島労働局では助成金の業務を担当する職員を募集します。

【募集期間】 令和4年1月26日（水）～2月8日（火）

【業務内容】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給業務等

【募集人員】 7名

【採用予定日】 令和4年4月1日（金）

【勤務場所】 福島労働局新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金集中処理センター（福島市本町）

【任 期】 令和5年3月末日まで

【応募資格】 （1）民間企業等での業務経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方
（2）以下に該当する方は応募できません。

①日本国籍を有しない方

②国家公務員法第38条※の規定により国家公務員となることが出来ない方 等

※詳細は募集要項をご確認下さい。

【選考方法】 ○第1次選考：職務経歴、作文による書類審査

○第2次選考：人物試験（個別面接）による選考

【応募方法】 履歴書・職務経歴書及び作文の提出

応募の詳細及び作文の課題については、福島労働局ホームページをご確認下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/home.html>

○給与・処遇等について

【基本給】

経験等を考慮して決定
（14万～35万円程度）

【扶養手当】

扶養家族がいる方に支給
例）配偶者 6,500円
子1人 10,000円

【住居手当】

賃貸住宅の家賃の一部を支給（月額最高28,000円）

【通勤手当】

通勤に要する費用を支給
（月額最高55,000円）

【期末・勤勉手当】

1年間に基本給の約4.45ヶ月分を支給（昨年実績）

【勤務時間】

8:30～17:15

【休日・休暇】

原則、土日祝日休
年次休暇、病気休暇等有り

○お問合せ先

福島労働局総務課人事係

024-536-4617

※ 国家公務員法第38条は、欠格事項を定めており、①禁錮以上の刑の執行が終わるまでの者等、②懲戒免職の処分を受け2年を経過しない者、③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党・団体を結成し又はこれに加入した者等が該当します。